

## 平成30年度 鶴岡市介護予防ケアマネジメント研修会質問への回答集

11月20日に開催した「鶴岡市介護予防ケアマネジメント研修会」で出された質問やご意見を、鶴岡市および地域包括支援センター連絡会で確認・協議しましたので、その内容をお知らせします。

No.	項目	内容	回答(検討結果)
1	目標設定	例えば、がん末期で余命宣告を受けている要支援者の場合、1日の目標は記載することができるが、1年後の目標はどのように記載すればよいか。 現状として、本人には確認しにくく記載していないという場合あり。	1年後の目標が空欄になっている計画を見る本人・家族はどう思われるでしょう。がん末期で余命宣告を受けている方でも、計画作成時点では「要支援者」レベルなのであれば、1年後どのようになっていたいかを本人に聞いてみるのもいいのではないのでしょうか。もちろんケースバイケースではあると思いますが、余命〇か月と言われても、希望を持つことが生きる力になるということもあるのではないのでしょうか。 1年後にこだわらず、この先どのように過ごしていきたいか等聞き方を工夫し記入していただきたいと思います。
2	目標設定	1年後にならなりたい私＝長期目標としてとらえ、それを達成することを目指して「目標」を短期目標として、取扱いサービスを利用し、毎日のこころみ(セルフケア)として、取り組みを実行することで改善を目指すことで、1年後・目標・毎日のこころみが一体的なものと考えていたがよいか。	自立支援に資するケアプランのイメージはそのとおりです。
3	アセスメント	興味・関心チェックシートは必ず必要なのか。	業務手順のとおり必要です。 本人の興味やこれまでの人生のなかでの趣味や関心があったことを聞き取れるので、具体的な目標設定や取り組みにつなげていくためのツールのひとつとして活用してほしいと思います。 本人のしたいことが実現できるための取り組みは、モチベーションアップにつながります。
4	アセスメントツール記録媒体	認定期間終了後に提出か、ケアプランの終了時に提出か、どちらか。	事業対象者も要支援者もケアプラン期間終了時に提出してください。独自様式は紙でもPDFでの提出でも結構です。
5	アセスメントシート	鶴岡市アセスメントツールVer10.に入っている「トータルマネジメントのためのアセスメントシート(市作成)」は独自様式でもよいとのことだが、今の様式を使っているところはあるのか。枠が小さくて使いにくいので様式を変えるという予定はないのか。	アセスメントの4領域を効果的に把握できるものであれば、様式(シート)は各事業所で使いやすい任意様式を使用していただいて結構です。 鶴岡市のツールは、アセスメントの4領域を効果的に把握できるものとなっていますが、さらに、書式やアセスメント項目など、今後見直したいと思います。 また、他の様式についても、市マニュアルで示す内容(国の基準で示された内容)が網羅されていれば、既存のシステムなど使いやすいものをご利用いただいて構いません。
6	ケアプランの交付	医療系サービス利用の際、主治医への交付は総合事業の方もか。	介護予防支援(予防給付)のみで、介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業・総合事業)での交付は不要です。
7	サービス計画書	「介護保険サービス・サービス種別」に訪問サービス・通所サービスとの記載のみで良いという指導だったが、従前相当の訪問サービスの場合、「身体介護を含む」のか「生活援助のみ」か計画書にも明記が必要なのではないか。	ご指摘のとおりです。総合事業のサービス従前相当の訪問介護サービスを計画に位置づける際は「身体介護を含む」か「生活援助のみ」か記載してください。 なお、研修でもお伝えしたように、加算についても計画に明記してください。

No.	項目	内容	回答(検討結果)
8	サービス計画書	サービス計画書の上側、担当地域包括支援センター名が入る欄。以前は包括担当者名も記入するよう話があったと思うが、記入しなくても良いのか。	地域包括支援センター名を入れます。担当者名は上の欄には記入しなくても結構です。
9	サービス計画書	(既存のシステム)介護保険サービスか地域支援事業かを選択する欄、総合事業は地域支援事業と選択した方が良いのか。	総合事業は地域支援事業ですので「地域支援事業」と選択してください。
10	計画の期間・評価	「計画は1年の期間で作成」と、説明があったが、通所リハも1年計画とし中間評価は6か月でと考えてよいのか？(今までは3か月中間評価、6か月で評価だった)認定期間が最長36か月になり、3か月毎の評価、6か月毎の担当者会議では容易でないので変更したと理解してよいか。	プラン期間は最長1年であり、全てのプランを1年にするものではありません。 「維持・改善すべき課題」を解決する上で適切な目標、支援内容、達成時期を考慮した期間とし、中間で評価するようにしてください。 また、「短期集中予防サービス」「軽度者への福祉用具貸与」は制度内容から最長6か月のプラン期間ですので注意が必要です。 特に事業対象者は認定の有効期間がありませんので、適切に評価し、再度基本チェックリストを施行すると事業対象者でなくなっている場合もあります。その場合は、地域の通いの場やインフォーマルサービスへ繋ぐなどサービス終了後も、介護予防に取り組めるようなマネジメントが必要となります。
11	評価	達成・未達成の欄は○×で記載するのか。	○×で記載します。ただし、既存のシステムによっては○×ではなく、達成・未達成と文字で表示になるものもあるので、それでも結構です。
12	評価	評価票の提出は中間は不要ということによいか。	提出は不要でもプラン期間途中で達成状況を評価し、経過記録に記載してください。
13	DS中のモニタリング訪問の取り扱い	鶴岡市Q&A集、No.178に「現行相当デイサービスを利用中に開催したサービス担当者会議について、サービス提供時間が5時間未満だった場合は、デイの算定不可」とあるがモニタリング訪問も同様か。また、5時間以上経過していれば、訪問可能か？	モニタリング訪問は、3か月に一度自宅への訪問となります。自宅へ訪問しない月のモニタリングとして、デイサービス事業所で利用の様子を確認する場合には、利用時間内に訪問可能です。 デイサービスの算定も可能です。
14	モニタリング	3か月に一度の訪問でいいのであれば、利用票への本人からの印はどうやってもらうのか。まとめてもらうのか。	事業対象者、要支援者へ利用票の交付は基本的に不要です。しかし、月によって利用回数が異なる場合や、ご本人・家族への確認のため利用票を交付した方がよい場合もあると考えられますので、適宜交付していただいても結構です。
15	基本チェックリスト	基本チェックリストの該当項目数を記入する欄は項目数のみで、機能低下有りの項目に○をつけなくてもよいのか。	○をつけなくても結構ですが、つければわかりやすいと思います。
16	その他	認定調査資料を取り寄せた際、原本を包括、コピーを居宅が保管となっているがこれでよいのか。	貴見のとおりです。